

訪問看護ステーションげいせい 訪問看護サービス 重要事項説明書(医療)

1.事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションげいせい
所在地	高知県安芸郡芸西村和食甲 4268
ステーションコード	209、003.5
四国厚生支局届出受理	精神科訪問看護基本療養費（訪看10）第33号
サービス提供地域	芸西村・安芸市・香南市夜須町 ※上記の地域以外の方でもご利用できます。

2.職員体制

職 種	
管理者	看護師 常勤 1名
看護師	2名以上(管理者を含め常勤換算2.5名以上)
理学・言語・作業療法士等	実情に応じた適当数

3.営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
土曜日	午前9時～午後12時30分
※日・祭日・年末年始(12/30～1/3)は休業日です。	

4.サービス内容

利用者の居宅へ看護師等を派遣し、主治医の指示に基づいて看護に重点をおいたサービスを提供します。

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄など日常生活の世話
- ③褥創や創傷の予防及び処置
- ④日常生活訓練(リハビリ訓練)
- ⑤ターミナルケア、精神障害者・認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の助言、本人・家族への精神的支援
- ⑦カテーテル等の交換及び管理
- ⑧その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による処置

5.サービス利用料金及び利用者負担金

基本利用料等訪問看護利用料金に関しては別紙をご参照ください。

【その他の利用料】

- ①.標準的な訪問看護サービスの時間を超えた場合のサービスは、2時間までを基本利用料の範囲とし、本人及び家族の希望によりこれを超えた場合は、1時間につき2,000円です。
- ②.休日、時間外のサービスは1時間につき2,500円です。
- ③.死亡後の処置料は、材料費を含み5,000円です。
- ④.交通費はステーションからの距離に応じて、交通手段に関係なく別表の規定によりお支払いいただけます。
ステーションからの往復距離2kmまで70円、1km増すごとに10円です。
- ⑤.日常生活上必要な物品や、特殊な介護用具を作成した場合の材料費などの提供には実費をお支払いいただけます。

※上記金額には別途消費税が加算されます。(交通費は内税とします)

【利用料支払い方法】

毎月末締めとし翌月10日以降に利用明細書及び請求書を発行いたしますので現金支払いやゆうちょ銀行口座振替(自動引き落とし)、口座振り込みが可能です。お支払い後は領収書を発行いたします。

6.利用の中止について

- (1)利用者がサービスの利用を中止する場合は、0887-33-3807に連絡をください。
- (2)利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、24時間前までに連絡をください。24時間以内の連絡や看護師等の訪問時不在・キャンセルとなった場合は下記のとおりキャンセル料を徴収します。但し、利用者の容態急変等緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

利用の24時間までに連絡有・・・無料

利用の12時間までに連絡有・・・診療報酬(10割)の25%

利用の12時間までに連絡無・・・診療報酬(10割)の50%

★個人情報について

円滑にサービスを提供するため、サービス担当者会議や介護支援専門員と事業者との連絡調整において、利用者および利用者の家族の個人情報をを用いることに同意いたします。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高知県安芸郡芸西村和食甲 4268

事業者名 訪問看護ステーションげいせい

説明者 印

7.事業の目的及び運営方針

(1)事業の目的

在宅療養をしている寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にある高齢者、ターミナル期の人、精神障害者、重度身体障害者等が、地域社会で生活の質の維持・向上を目指し、生活できるよう、病状などの観察や療養上の世話を実施し、本人及び家族を支援していくサービスを提供する。

(2)運営方針

寝たきり等の状態にある利用者に対し、主治医の指示に基づいて、当事業所から看護師等が訪問し、サービスを提供する。事業の実施にあたっては、関係機関と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。

※訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心とした場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。

8.相談窓口・苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、下記で対応いたします。

相談員 管理者 電話 0887-33-3807
月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30

(2)公的機関においても、苦情の申し立てができます。

芸西村役場健康福祉課	電話 0887-33-2112
安芸市役所市民課	電話 0887-35-1003
四国厚生支局高知事務所	電話 088-826-3116
高知県国民健康保険団体連合会	電話 088-820-8410・8411
香南市役所高齢者介護課介護保険係	電話 0887-57-8510

9.当法人の概要

名 称	医療法人おくら会
代 表 者	理事長 藤戸 良輔
所 在 地	高知県高知市上町1丁目4-24 電話088-822-3440 FAX 088-824-8144

【病院、事業所の名称】

芸西病院 介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ
訪問看護ステーションげいせい 訪問リハビリテーションげいせい
支援事業所みずき グループホームげいせい
藤戸病院
訪問看護ステーションふじと
グループホームすみれ

10.事故等の発生時の対応について

事故等が発生した場合は、関係市町村に電話又はFAXで報告し速やかに対応し記録をするとともに、家族もしくは利用者の連絡先にも報告し迅速に対応します。訪問看護賠償保険制度に加入し、訪問中の事故(身体の障害及び財物に対する損害)の賠償をします。

11.その他

当事業所の職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助はできますが、食事を作ったり、掃除などはできません。

居宅訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印